広報
さめがわ

昭和62年
3月号
No. 399
編集兼発行
鮫川村役場
塙町佐藤印刷所

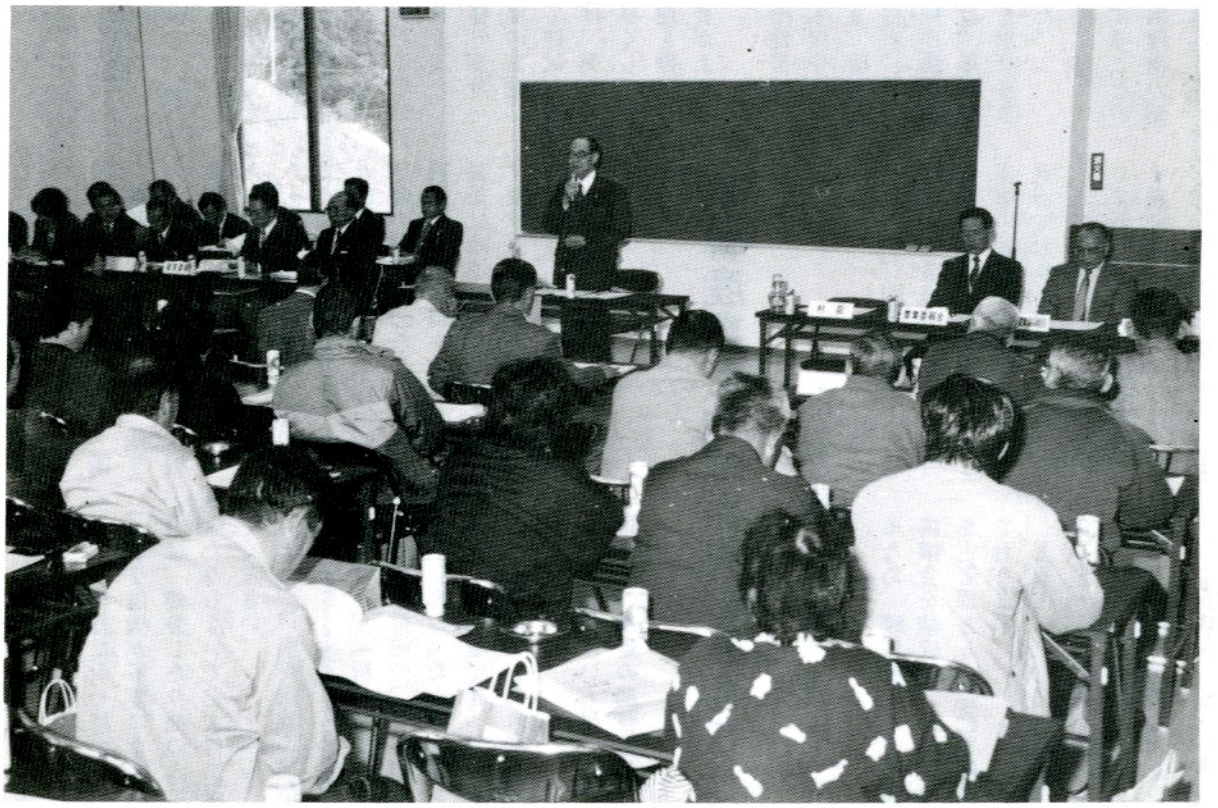

水田農業確立対策のスタート

わが国の農業は、国民の主食糧である米を安定的に供給することを主眼として、国の政策も農村側の努力も永い間続けられてきましたが、近年需給のバランスが崩れ、生産調整が強く求められています。

いわゆる減反政策も昭和44年度から名称をかえながら次第に強化され、昭和62年度からは、水田農業確立対策として、大幅な減反面積が割当てられました。

水田農業として、まさに画期的な構造改革を必要とし、2月26日の農事組合長会議は張りつめた緊張感の中で、真剣な討議が行われました。

3月19日　村税完納30年記念式典
4月1日～30日　河川美化月間
4月6日～15日　新入学(園)児童・園児の交通事故防止県民運動

今月の人口

（3月1日現在）

		前月比
人　口	5,484	（±0）
男	2,709	（－3）
女	2,775	（＋3）
世帯数	1,128	（＋2）

お願い

同報無線戸別受信機の管理、取扱いについて

村では、昭和六一年四月から農村情報無線の運用を開始し、難聴地域と屋外子局のない集落の世帯に戸別受信機を設置しましたが、これは、国の補助金と村の支出金、残りの一部を受益者（戸別受信機設置者）から負担してもらったものです。

戸別受信機は補助事業で取得した設備なので、村の備品扱いになっています。したがって、村外に引っ越すとか、戸別受信機が不要になった場合は、処分したり他の人に譲ったりしないで必ず村に返してください。

また、戸別受信機の受信状態がよくない場合は、役場経済課へ連絡してください。

村の歩み (47)

わが村の過去半世紀にわたる産業の推移をみると、時代の移り変り、社会経済の変動に対応して住民が英知を傾け、努力の限りを尽くして発展の一途を推進してきた姿がよく理解されます。

阿武隈山系高冷地帯の一農山村として、木炭や産馬で村の経済を支え、食用米も足りなかった村が、昭和の世代に入って稲作農業が急速な進歩を遂げ、年間三万俵余の政府米を出せるまでに発展しました。

また地域の特性に基づき、複合農業に期待することの重要性から、特用作物の葉たばこ、こんにゃくの増殖と、品質の向上が図られ、産馬は戦後酪農と肉用牛にかわり、養蚕は冷涼の気象条件を生かす夏秋蚕の発達を推進しました。野菜も近年高冷地特産の品質が高く評価されております。

基幹産業と地域振興むらおこし

村長　石田卯子八

しかし、国際経済の大きな圧力、社会経済の変ぼうはこれら従来の基幹産業に重大な変革の必至を迫る現状に立ち至っております。

ここにおいて国、地方を通じて新しい活力の源泉を求める運動が澎湃（ほうはい）として起り、自治省のいう「新しいまちづくり」、農協系統の「ふる里振興」、商工会等の「むらおこし」運動が、各地域で起っていることはご承知のとおりであります。

わが村ではいち早くこれら諸系統の運動の調整強化を図るため、鮫川村ふるさと振興協議会を結成し、企画調整室を主管課として運動を展開しております。

去る二月二〇日には農協の提唱にかかる「東京鮫川会」の発起人会を都内永田町の全国町村会館で開催しました。

この組織を通じて農協は村の新しい特産物を「ふるさとの味覚」などとして、都市に販路と交流の輪を広げ、商工会は更に新しい特産物を開発育成するため、研究や試作品の製作を進めております。

村は有能な活力ある後継者の育成、若者の定住、魅力ある地域観光の開発に向って諸計画の実施に歩を進めております。

ここで基幹産業への対応を怠ることなく、生産性の向上を図りつつ、新しく興っているこれらの運動の着実な成果のため、村民皆様の一層のご理解と、ご尽力をお願いするものであります。

東西白河戸籍部会　事務研修会開く

東西白河の各市町村で戸籍の事務を担当している職員の研修会が、二月二七日山村開発センターで開かれました。



心あたたまる寄附

○滝ノ下　蛭田　コウ様
亡夫（義一様）の遺志により
一〇、〇〇〇円

○草牛　斉藤　丈夫様
亡母（チイ様）の遺志により
三〇、〇〇〇円

○彦次郎　青戸　助六様
亡父（平司様）の遺志により
三〇、〇〇〇円

○中　高坂　勝己様
亡父（義光様）の遺志により
五〇、〇〇〇円
（鮫川村社会福祉協議会）

○越虫　藤田　美好様
道路愛護会活動資金として
一〇、〇〇〇円

東京鮫川会結成の準備
発起人会開かれる



▲全国町村会館で開かれた東京鮫川会・発起人会

二月二〇日に東京の全国町村会館会議室で、東京鮫川会結成準備のため発起人会が開催されました。

この発起人会は、鮫川村出身で東京に在住している方々のうち、発起人になっていただいた方々と、鮫川村ふる里振興協議会（会長石田卯子八）の役員と第一回の打合せを行ったものです。

会議には、村から三名、農協から八名、商工会から二名が上京し、東京在住の発起人一八名が出席しました。

先づ、ふる里振興協議会を代表して坂本助役があいさつを述べ、座長に佐藤大助氏（遠ケ竜出身）を推し、協議が進められました。

在京発起人側から「東京で暮らしていても鮫川村出身者と会う機会もなく、生まれ育った故郷をだんだん忘れかけているので是非結成したい」「郷土鮫川村の活性化につながるならば喜んで力添えをしたい」などの意見が相次いで出されました。

最後に、東京鮫川会結成（六月頃）に向けて、発起人の中から世話人七名を選出して会議を終りました。

◇発起人になっていただいた方は次のとおりです。

（敬称略）

○石井寛（府中市）世話人
○須藤春夫（目黒区）
○水野稔（小平市）世話人
○市川貞（府中市）
○茨木勇（大田区）
○岡部平（練馬区）世話人
○円井美信（清瀬市）
○鈴木信男（墨田区）
○小花伯寿（三鷹市）
○佐藤大助（大田区）代表世話人
○舟木昭太郎（渋谷区）
○吉田新作（江戸川区）
○吉田三郎（世田谷区）
○松本一往（江戸川区）
○岡部敬美（練馬区）世話人
○矢吹三郎（武蔵村山市）
○芳賀清（八王子市）世話人
○芳賀琢英（北区）
○渋沢セン（旧性長井、武蔵村山市）
○石井弘之（北区）
○武藤力二（江戸川区）
○岡部幸男（足立区）世話人

鮫川村消防団の栄光
日本消防協会表彰旗を受賞

日本消防協会の昭和六一年度定例表彰式で、本村消防団が優良消防団表彰旗受賞の栄光に輝きましたが、この披露式が三月一日山村開発センターで開かれました。

団員の規律や技能、消防施設の充実などが評価され、全国三千七百団の中から六七優良団の一つに選ばれたもので、二月一〇日東京・日消ホールで表彰旗を授与されました。

披露式には来賓や幹部団員など一三〇人が出席し、松崎団長が「受賞を契機に更に一致団結し消防精神の高揚に努めたい」と式辞を述べました。

次いで石田村長の挨拶のあと、幹部団員に表彰旗受賞記念章が贈られました。



㊤松崎団長表彰旗受賞の式辞を述ぶ
㊥石田村長から受賞記念章を授与
㊦栄誉に輝く表彰旗と本部役員



水田農業確立対策の概要

米の需給調整対策として、昭和四四年度に初めてパイロット事業としての「稲作転換」が行われて以来、四六～五〇年度に稲作転換対策、五一～五二年度に水田総合利用対策、そして五三年度から六一年度には水田利用再編対策が実施されてきました。しかしながら、米の需給格差は依然として拡大する傾向にあり、六一年度の古米持越量は一〇〇万トンに達しています。このような状況に対応して、国では昭和六二年度から新たな対策として「水田農業確立対策」を実施することになりました。次に水田農業確立対策の概要についてお知らせしますので、関係者の皆さんのご協力をお願いします。

確立対策の目的

水田農業確立対策は、これまでの水田利用再編対策に代わるもので、昭和六二年度から向こう六年間にわたり農業生産構造の再編成を実施するものです。

この対策では①水田を活用して生産される作物の生産性の向上②水田における輪作農法の確立③需要の動向に応じた米の計画生産―を柱とし、産業として自立できる農業を確立しようとするものです。

期間は、昭和六二年度から六四年度までの三年間を前期対策、六五年度から六七年度までの三年間を後期対策として実施されます。

転作等目標面積

このほど、村に配分された転作等目標面積は、前年度に比べ五八・六%増え一五七ヘクタールとなりました。この面積は、保有量の生産面積を差し引いた米売渡可能面積からすると、転作率は三二・四%に達するきびしい内容となっており、この際新たな視点に立って、これからの対策を立てなければなりません。

なお、農業者別の転作目標面積は、村と村農協が協議調整のうえ決定配分されます。

転作助成金

水田農業確立対策助成金（今までの奨励金）は、基本額と一定の要件に適合する政策上望ましい転作が行われた場合に交付される「加算額」に区分されます。

加算制度は、生産性向上等加算と、地域営農加算の二種類で構成され、集落内の転作目標面積の達成が必須条件となっています。

転作助成金の単価は、基本額が大幅に引き下げられ、加算額重視の体系となっています。一〇アール当りの金額は村の基準反収に応じて最終決定されますが、概ね表1のようになる見込みです。

表1　転作助成金

（単位：円）

作物区分	基本額	加算額	
		生産性向上等加算	地域営農加算
一般作物（麦・豆類・飼料作物等）	17,000	20,000（特認加算の場合10,000）	10,000
永年性作物等（果樹・林地転換畑・養魚池農業生産施設等）	22,000	20,000（特認加算の場合10,000）	10,000
特例作物（野菜・工芸作物）	6,000	5,000（特認加算の場合5,000）	5,000
水田預託	6,000	—	—
土地改良通年施行	6,000	—	—

加算の内容は次のとおりです。

○生産性向上等加算＝生産規模の拡大、生産の組織化、産地形成等を誘導するもの

○地域営農加算＝農協が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの

水田農業確立対策の推進

◇基本方針

本村の農業は、村勢の進展を支える基幹産業であるところから、将来にわたってその振興と発展を図らなければなりません。このため、水田の高度利用と輪作農法を確立し①米の計画的な生産の確保②米及び導入作物の生産性の向上③水田の多面的利用等の推進―を柱に、村や生産団体が一体となって推進する方針です。

◇作物等の作付誘導方向

村の農業は水稲が基幹作物であるところから、生産性の高い稲作の推進と低コスト化を推進します。

転作作物としては、飼料作物、麦、大豆を主要作物として位置づけ、葉たばこ、こんにゃく等の工芸作物のほか、夏秋トマト、インゲンを中心とした高冷地野菜を推進します。

◇推進方策

推進方策としては、①転作等面積の集落間調整による作物の定着化と団地化の推進②地域農業生産の担い手となる農業経営者の育成③水田の高度利用等による生産性の高い地域農業の確立④農畜産物の銘柄化を図るための流通の改善⑤生産力の高い水田を作る生産条件の整備―を推進することにしています。

◇推進体制

水田農業確立対策は、生産者と生産者団体の主体的責任をもった取り組みを基礎に、生産者団体と行政とが一体となって推進することが要請されています。

食糧管理制度を守り水田農業を維持発展させるため、関係機関、団体、農業者のご協力をお願いします。

表2　農事組合別転作等目標面積　（単位：a）

行政区	農事組合名	目標面積	行政区	農事組合名	目標面積
赤坂西野	切払	605		内ケ竜下	70
2,753	西野	225		東野	476
	熊野	350		木戸沢	64
	滝	369		大竹	150
	塚本	492		戸草新立	112
	塩倉	292		戸草上	194
	西部	420		戸草下	146
西山	西山第一	268		葉貴	271
2,605	西山中央	240		広畑	19
	大沢	69	富田	前沼	249
	余所内	224	1,701	中沢	297
	大平	178		二反田	636
	追木	302		漱木田	519
	折戸	246	渡瀬	田尻	161
	宝木	258	2,291	福原	431
	岩野草	477		中山	203
	西山四区	334		中野町	117
	組外	9		木之根	120
赤坂中野	新宿	166		下	142
1,411	真坂	278		大戸中	206
	大塩	305		江竜田一	181
	東真坂	33		江竜田二	77
	薄ケ久保	86		関口一	184
	官沢	239		関口二	198
	馬場	304		越虫	271
赤坂東野	前田	91	青生野	世々麦	469
石井草	石井草	286	1,917	丸谷地	183
3,022	官代	195		大犬平一	296
	大石草	328		大犬平二	273
	遠ケ竜	334		江堀	332
	大房	236		青生野	364
	内ケ竜上	50	合	計	15,700

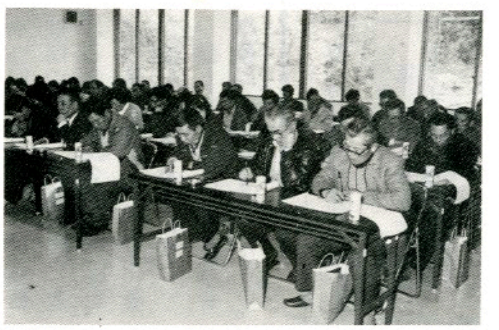

▲真剣な表情で検討を進める農事組合長会議

農事組合別の転作目標面積配分

昭和六二年度の農事組合別転作等目標面積は別表2のとおりで、二月二六日開かれた農事組合長会議で配分されました。

配分基準は、昨年一二月農家から村に申告された水田面積から飯米量、種子量面積を差し引いた「売渡可能面積」に対して配分されたものです。

なお、前年度に転作目標面積に達しなかった農事組合（農業者）については、公平を確保することから未達成となった面積が加重配分されます。

他用途利用米の配分

村の他用途利用米の生産予定数量は三三五俵（六〇㌔）です。生産を希望する農家は、集荷業者へ予備予約をし、村と集荷業者間で個々の農業者の調整を図った後に、該当者へ生産予定数量が配分されます。

配分単位は三㌔を一袋とし、転作面積に実績算入する各行政区別の基準反収は、次のとおりです。

赤坂西野＝三八二㌔、西山＝三七八㌔、赤坂中野＝三八七㌔、赤坂東野・石井草＝三五五㌔、富田＝三八七㌔、渡瀬＝三七二㌔、青生野＝三二八㌔

鮫川村長選挙
鮫川村議会議員選挙

投票日は4月26日(日)

任期満了による鮫川村議会議員と、鮫川村長の選挙が同時に行われます。

◆投票日
四月二六日（日）

◆投票時間
午前七時から午後六時まで

◆選挙人名簿の縦覧
【期間】四月二一日から四月二二日までの二日間
【場所】鮫川村役場内村選挙管理委員会
【時間】午前八時三〇分から午後五時まで
【基準日・登録日】昭和六二年四月二〇日

◆投票のできる人
昭和四十二年四月二十七日までに生まれた方で、昭和六十二年一月二十日以前から、引き続き村内に住所があり、選挙人名簿に登録されている方です。

◆不在者投票
次のような理由で、投票日に投票できない方は、不在者投票をすることができます。
- 投票区域外で仕事又は業務に従事する方
- 病気やお産などで歩行が困難の方
- 村外に旅行中（出張、出稼等）または滞在中の方

【期間】四月二十一日から四月二十五日まで
【場所】役場、村選挙管理委員会
【時間】午前八時三〇分から午後五時まで
【持参するもの】印鑑、入場券

◆立候補予定者に説明会
【日時】四月二日　午後一時三〇分
【場所】山村開発センター大集会室

◆開票
【時間】四月二六日午後七時から農業者トレーニングセンターで行います。

※今回の選挙から選挙運動期間の短縮・村長選挙における立会演説会制度の廃止、ポスター掲示場の公営化等が改正され適用されます。
詳しくは選挙管理委員会事務局に問い合せください。

村長選挙は
記号式投票です

村長選挙は投票記載所に備えつけのゴム印で、○の記号をあらわす印をおす方法です。
（ただし、不在者投票の場合は記名式投票となります。）

投票例

鮫川村長選挙投票

鮫川村選挙管理委員会印

○注意
一　投票をしようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。
二　○のほかは何も書かないこと

○をつける欄	候補者氏名
○	甲一郎
	乙二郎
	丙三郎

厳寒の世々麦地内で
火災防御訓練

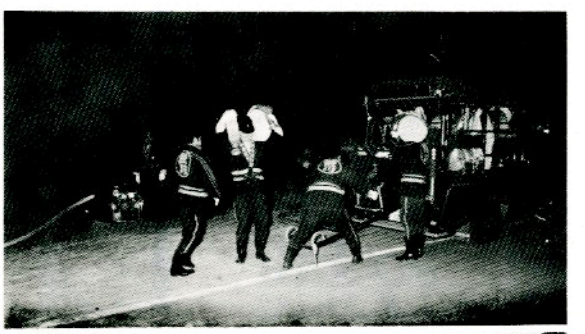



春の火災多発期を迎え、消防団、消防分署合同の火災防御訓練が三月一日の早朝、青生野世々麦地内で実施されました。

地域住民からの火災発見による消防署への緊急通報（一一九番）で訓練が開始され、消防分署から同報無線の遠隔制御機で、緊急サイレンの吹鳴・放送を行いました。同時に消防隊の安全機敏な出動、適切・効果的な防御活動、山林火災への延焼防止のためのジェットシューター隊の消火訓練など、真剣な訓練を行い所期の目的を達しました。

これからは空気が乾燥し、山林火災等の発生が予想されますので、火の取り扱いに十分注意しましょう。

4月12日(日)
福島県議会議員
一般選挙の投票日

四月一二日（日）には福島県議会議員選挙が行われますが、県内で住所移転された方は、次の方法により投票ができます。

転入届を昭和六二年一月一二日までに出された方

転入地で投票することになります。（この場合、県外からの転入者も投票できます。）

転入届を昭和六二年一月三日以降出された方

次の方法で投票してください。（この場合、県外からの転入者は投票できません。また、県外への転出者も投票できなくなります。）

◆投票日に以前住んでいたところの投票所で行う方法

●転入地の市町村長が発行する「住民票」又は「引き続き福島県内に住所を有する旨の証明書」が必要ですから、あらかじめ交付を受けておく必要があります。

◆不在者投票を行う方法

仕事や止むを得ない用務などで投票日に投票所に行けないとき又は市・郡外への転出者は、不在者投票をする方法があります。

◎四月三日から四月十一日の間に以前住んでいたところの市町村選管で行う方法。

●印鑑と転入地の市町村長が発行する「住民票」又は、「引き続き福島県内に住所を有する旨の証明書」が必要ですから、あらかじめ交付を受けておく必要があります。

◎転入地の市町村選管で行う方法。

●郵送期間が入りますので、手続きはできるだけ早めにお願いします。

詳しくは村選管にお問い合わせください。

選挙管理委員会の構成

任期満了の選挙管理委員が議会で選挙され、選挙管理委員会議で委員長に蛭田正さんが再選されました。

任期は昭和六十六年二月一日までの四年間で、国政選挙、県政選挙、村の選挙に関する事務を管理することになります。

選挙管理委員会の構成は次のとおりです。

◇委員長　蛭田正
◇同職務代理者　岡部豊栄
◇委員　矢吹一男、矢吹由
◇補充員
関根長一郎、坂本義利、圓井勝夫、須藤勇

火災予防に一役
鮫川分署員の手作り看板

鮫川分署では、「鮫川村から火災を出さないようにしよう」と署員手作りの大きな看板を飾り、火災予防を呼びかけています。鐘馗（しょうき）が火魔を踏みつけている絵が描かれ迫力満点です。ぜひご覧ください。

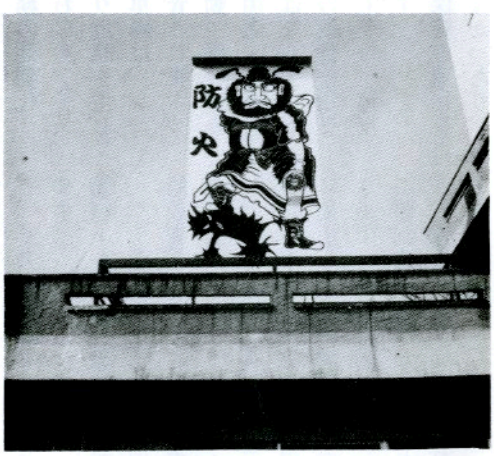

▲消防署員手作りの防火看板

焚火の注意点

これから農繁期に入り、焚火をする機会が多くなります。焚火の火の粉は、風により延焼が予想されないような離れた場所に、新たな火災を発生させたりします。

火の粉の大きさは、数ミリのものから数センチメートルに及ぶものまであり、その飛距離は約五〇～二〇〇メートルと考えられていますが、ときには二キロメートル以上飛ぶこともあります。

焚火をする時は、次のことに充分注意してください。

①焚火をする際は消防署に届出をすること。
②風の強い日は行わないこと。
③燃えやすい場所では行わないこと。
④水バケツ、消火器、消火用具を準備しておくこと。
⑤焚火の場所からは離れないこと。

火事と救急車は119

交通違反は高くつきます

4月1日施行　道路交通法の一部改正

増え続ける自動車台数と運転免許人口――この数と同じように交通事故はここ数年増加し、交通事故死者も五年連続して九千人を突破しています。

このため、交通事故を減らし安全な交通環境をつくるため、①違法駐車対策②道路使用適正化センターの設置③反則通告制度の適用範囲の拡大④罰金、反則金の引き上げ―などを主なものとする道路交通法の一部が改正され、四月一日から施行されることになりました。

その主な改正点をお知らせします。



1 反則金が全面的に改正され、約一・五倍に引き上げられます

反則金は昭和四八年以来引き上げられておらず、違反に対する抑止力が薄れてきていることから全面的に改正され、約一・五倍に引き上げられます。（別表1）

ただし、超過速度については、反則行為の範囲の拡大により、新たに二五キロ以上三〇キロ未満の反則行為が設けられます。また、交通の流れを妨げる違法駐車については厳しい措置がとられ、駐停車違反が二・五倍、駐車違反が二倍と、大幅に引き上げられます。

2 反則金の適用範囲が拡大されます

過去一年以内に反則行為をして免許停止処分を受けた者でもあって、反則行為のすべてが反則金の対象となります。

また、超過速度二五キロ以上三〇キロ未満の速度違反についても、この制度が適用されます。

3 罰金が約二倍に引き上げられます

反則行為以外の違反または反則行為をして交通事故を起こした場合には反則金（反則通告制度）の適用を受けることができず、罰金等刑事処分を受けることになっていますが、この場合の罰金が約二倍に引き上げられます。

4 違反点数の一部が改正されます

現行では、駐停車違反、駐車違反の違反点は一律に一点となっていますが、改正によって危険性・妨害性の高い「駐停車違反」については二点に引き上げられます。また、超過速度二五キロ以上三〇キロ未満の違反点が三点に軽減されることになります。

5 違法駐車に対する取締り等が強化されます

①移動命令等の簡便化

違法駐車車両には、現場に違反者がいない場合「移動命令等のステッカー」が貼りつけられます。この場合、すみやかに車を移動したのち、警察官等に申告をし、反則金の納付告知または罰則の適用を受け違反点が付加されます。

このステッカーを勝手にはがしたりすると処罰（二万円以下の罰金）されます。

②移動・保管業務の活発化

移動命令に従わなかったり、交通の妨げになり危険を生じさせる違法駐車車両は、レッカーで移動・保管されます。

この場合、移動・保管にかかった費用は使用者・所有者が負担しなければならず、もちろん、反則金の納付告知または罰則の適用も受け、違反点も付加されます。

また、移動・保管の通知を受けても出頭しなかったり、費用を支払わなかったりすると、その車が売却・廃棄されます。

③パーキング・チケット発給

パーキング・チケットの発給設備が設けられている道路の区間では、パーキング・チケットの発給（有料）を受け、それを車前面の見やすい箇所に掲示して駐車することができます。福島県内においてはこの制度を採用していませんが、採用するよう検討されています。

文芸



短歌

新宿　杉山　忠男

きさらぎの陽射し明るきさ庭
吹く春一番は未だ冷たし

名下　須藤美代子

カラオケのプラットホームに
流れくる秘湯めぐりの臨時の
列車

木之根　赤坂　義郎

薮刈りて植えし櫟も林なり茸
榾木の頃合なるも

関口　藤田　マサ

冬木化す林透き見ゆ畑中に頬
かぶる婦の葱掘りが見ゆ

酒垂　石井　カヤ

吾と夫二人暮しの慰めに娘ら
がテレビをおくりてくれる

越虫星　武

浅雪のさ庭に光る早春の真昼
留守しつわづか酌み酔う

折戸　阿久津ミツ

年の暮れ心待ちいし曽孫が無
事に生れて明るく年越す

棚橋　関根　一好

東光寺の庭に建ちおる五黄句
碑訪う人もなく春雪積もる

広畑　岡部ヒサ子

おちこちのベランダに干すカ
ラフルな布団に春陽おだしく
そそぐ

巡ケ作　鈴木　米子

母逝きてはや十二年春はまた
めぐり来て子と雛人形飾る

俳句

いわき市　金沢暁舟

笹鳴きを追う視野にある廃鉱
跡

宿ノ入　田中　義明

きさらぎの雪束の間に畑乾く

反田　小山田清哲

寒風に飛ぶ那須の灯の遥かな
る

新宿　斉須　信子

春寒やリップカラーにたつか
おり

横座　矢吹　茂

降る雪に独り居の昼風呂湧か
す

道少田　山本五十鈴

嫁御来るとて福寿草きらきら
す

上高坂　蚯切

亡き妻の病み初めし春めぐり
来る

大塩　矢吹　呂孝

雪見酒熱燗にして雪止みぬ

鮫川高校　沢　草二

落葉して朴の一樹は寒がりで

反田　矢部　正子

工事夫の太き軍手にふきのと
う

道少田　山本　朗史

室咲きのさくらをこぼす四温
かな

《投稿歓迎》どなたでも投稿できます。一人一首（または一句）ハガキまたは原稿用紙にて。住所（字名）、氏名明記のうえ毎月二〇日まで、鮫川村公民館内、広報さめがわ文芸係宛お寄せください。

表1　主要違反の交通反則金額

（単位：千円）

反則行為の種別		車両の種類 大型	普通	二輪	原付
速度超過	25以上30未満	25	18	15	12
	20以上25未満	20	15	12	10
	15以上20未満	15	12	9	7
	15未満	12	9	7	6
信号無視	赤色等	12	9	7	6
	点滅	9	7	6	4
通行区分違反		12	9	7	6
通行禁止違反		9	7	6	4
高速自動車等運転者遵守事項違反		12	9	7	
追越し違反		12	9	7	6
しゃ断踏切立入		15	12	9	7
踏切不停止等		12	9	7	6
積載物重量制限超過	10割以上	15	12	9	7
	5割以上10割未満	12	9	7	6
	5割未満	9	7	6	4
積載物大きさ制限超過		9	7	6	4
積載方法制限超過		9	7	6	4
横断歩行者等妨害等		12	9	7	6
安全運転義務違反		12	9	7	6
整備不良	制動装置等	12	9	7	6
	尾燈等	9	7	6	4
免許条件違反		9	7	6	4
指定場所一時不停止等		9	7	6	4
駐停車違反（駐停車禁止場所等）		15	12	7	
駐停車違反（駐車禁止場所等）		12	10	6	
通行帯違反		7	6		4
指定横断等禁止違反		7	6		4
車間距離不保持		7	6		4
進路変更禁止違反		7	6		4
交差点優先車妨害		7	6		4
交差点右左折等合図車妨害		7	6		4
指定通行区分違反		7	6		4
路線バス等優先通行帯違反		7	6		4
無燈火		7	6		4
合図不履行		7	6		4
乗車積載方法違反		7	6		4
定員外乗車		7	6		4
転落等防止措置義務違反		7	6		4
公安委員会遵守事項違反		7	6		4
故障車両表示義務違反		7	6		
自動二輪車乗車方法違反				6	
本線車道出入方法違反		6	4		
交差点右左折方法違反		6	4		3
運行記録計不備		6	4		
初心運転者標識表示義務違反			4		
免許証不携帯		3			

農業臨時雇賃金等標準額を設定

昭和62年の農業臨時雇賃金等の標準額は、２月25日の第２回農業委員総会で、次のとおり定められたのでお知らせします。

１．農業臨時雇賃金標準額

作業区分	単位	賃金	賄回数	備考
田植	１日	4,100円	１回	男女共
稲刈	〃	3,600	〃	〃
畑作業	〃	3,600	〃	〃
山林下刈	〃	男4,400円 女4,200円	〃	
脱穀	〃	3,600	〃	男女共

（実働８時間を標準とする。）

２．機械による作業標準額

（10アール当り）

区分	単位	整理地	未整理地	備考
水田耕起	10アール	4,600円	4,900円	すき耕は３割増
畑耕起	〃	4,200	4,400	〃
代かき	〃	4,200	4,700	
田植	〃	4,800	5,300	
稲刈（バインダー）	〃	6,200	6,700	結束縄持込
脱穀（コンバイン）	〃	18,000	19,000	脱穀から乾燥まで刈取時水分20%前後
脱穀（ハーベスター）	〃	7,200	7,500	機械袋

農委だより

安心して農地の貸し借りを!!

農用地利用増進事業

農用地利用増進事業とは、簡易な手続で農地を安心して貸せる、借りられる制度です。

この事業により、中核農家等への農地の集積が行なわれ、貸し手には農地流動化奨励金が交付されます。

この事業は、昭和五五年に始まり、当時貸し借りをした農地は六年間がすぎましたので、契約が満了となってきていますが、離作料なしで必ず返ってくることが実証され、契約を更新する事例が多く、一定の要件をみたすと再び農地流動化奨励金が交付されます。

なお、今年から始まる、水田農業確立対策では、生産性加算金の中の一として規模拡大加算も認められますので、農用地利用増進事業をより有効に活用しましょう。

規模拡大加算

一、態様

水田の利用権の設定等により中核農家の規模拡大を図るための加算

二、要件

◎集落の二分の一以下の農業者で転作を実施していること。

◎その農業者は水田の借地が三〇アール以上あり、且つ、四〇アール以上の転作を行うこと。

農地流動化奨励金交付要件一覧表

		新規	再設定	備考
農地	３年以上６年未満	円 8,000	円 —	面的集積要件を満たすものに限る
	６年以上10年未満	20,000	16,000	再設定の場合要件の面的集積要件を満たすものに限る。
	10年以上	30,000	24,000	
受け手要件		中核農家の基準		

昭和61年の利用権設定実績

貸し手 30人	期間	面積	奨励金
借り手 32人	６～９年	47,727㎡	951,200円
農地内訳	10年以上	56,082㎡	1,678,200円
田 44,975㎡	計	103,809㎡	2,629,400円
畑 58,834㎡			
計 103,809㎡			

農地等生前一括贈与

納税猶予制度の説明会開く

さる三月九日、村農業技術指導センターで、昭和六一年一月から十二月までに後継者に農地等を生前一括贈与した方々を対象に、納税猶予制度の説明と納税申告指導会を開催しました。

農地については、農地の細分化防止と後継者育成のために贈与税を猶予するもので、今回の対象者は二一人でした。

なお、次の点に注意しないと、贈与税を納付しなければなりません。

◎譲り受けた農地は譲渡等（所有権移転、転用、賃借権等）を行なわないこと。

公民館だより

坐禅と閉級式

ふるさと少年教室

ふるさと少年教室第八回講座は、二月二二日（日）午前九時から山村開発センターで開催されました。

講座の内容は、講師に東村長伝寺住職滝沢明峰先生をお迎えして、最初に法話「ほとけのはなし」を聞きました。



◀法話に聞き入る参加者



内容は、先生が僧としての修業の際の体験談をはじめ、ほとけの心や死後の世界を一時間一〇分にわたり参加者一同熱心に聞き入り、人間としての生き方を学びました。

その後、坐禅の指導を受け精神の統一を図りました。足がしびれて大変でしたが、貴重な体験をして午前一〇時五〇分に先生とお別れしました。

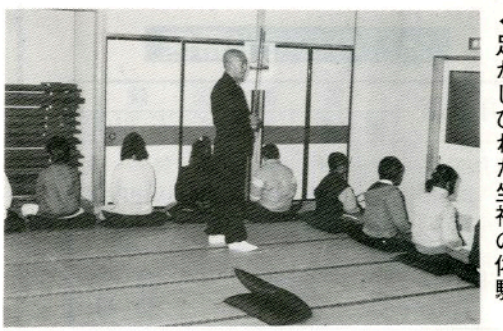

◀足がしびれた坐禅の体験

休憩後、午前一一時から一年間の活動のまとめとして閉級式を行いその後、菓子やジュース等で反省会とお別れパーティーをして楽しい一時を過ごし、午後一時別れをおしみながら解散しました。

青生野地区で婦人講座開く

二月六日午後一時三〇分から午後三時三〇分まで、青生野集落センターで婦人講座が開催されました。

講座の内容は救急処置法講習会で、講師に日本赤十字社福島県支部救急法指導員神野幸夫先生をお迎えして、いざという時の救急処置法を人形や三角布を使って学び、大変勉強になりました。

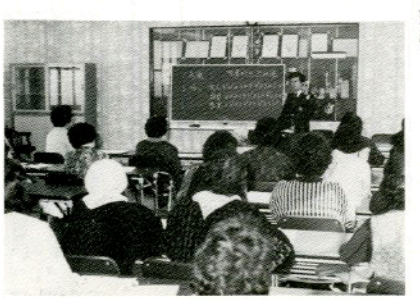

▶いざというときに役立つ救急処置法を受講する参加者

社会学級生を募集

鮫川村公民館では、第二〇回鮫川村社会学級生を募集します。

この学級は、熟年者が豊かで楽しい日々を送るため、より多くのことがらに接して、年齢にふさわしい社会的能力を高めることや、各自のもっている人生経験や伝統文化等を次の世代に効果的に伝承することなどを目的として開催します。

参加希望者は、次により申込みされますようお知らせします。

▲昨年の第六回講座、史跡・名勝地めぐり（塔のへつりにて）

一、申込み期限　四月一六日（木）午後五時まで

二、募集教室　西野・西山・中野・東石・富田・渡瀬・青生野教室

三、対象者　六〇歳以上の村内居住者

四、学習内容等　開級式に、各教室独自に学習計画・内容等を学級生が検討して運営する。

五、申込み方法　文書で鮫川村公民館に直接申込むか、各老人クラブ役員または旧社会学級役員に申込んでください。

六、申込み事項　氏名・生年月日・満年齢・住所・電話番号

申込みは4月16日までに

国民年金

保険料の納付が4月から毎月に

国民年金の保険料は、今まで一年分の保険料を四回に分けて納付していましたが、四月からは毎月納付に変ります。

これは、保険料が毎年引き上げられることに伴ない、加入者の保険料を納め易くするために実施されるものです。

ぜひ、ご協力をお願いします。



なお、国民年金の保険料が四月から一か月七、四〇〇円に引き上げられます。（付加年金七、八〇〇円）

これは、年金額が物価上昇などに合せて毎年増額されていくために引き上げられるものです。

保険料を納め忘れたり、未納のままにしておくと、将来老令基礎年金や、不慮の事故にあったときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなりますから、毎月納付制度を利用し、納期内に保険料を納めるようにしましょう。

なお前納制度があり割引きされますので、ご利用ください。

NHK学園の通信講座で学習を

NHK学園では、生涯学習講座の春の受講生を募集しています。教養と趣味を深めるための通信講座で、32講座があります。

▽講　座

書道、硬筆、絵画、油絵、水墨画、囲碁、園芸、草絵、創作折り紙、写真、ビデオカメラ、楽しい母と子の書き方、母と子のリズムあそび、俳句、短歌、川柳、漢詩、仏典、古典、美しい日本語、国語、小論文・作文セミナー、ジュニア作文、文章、自分史、日本史、ジュニア英語、英語、教学、パソコン入門、簿記、リーダー養成塾、俳句友の会、短歌友の会

▽申込受付

二月一五日～四月一五日

詳しい案内書をご希望の方は、〒一八六　東京都国立市富士見台二－三六　NHK学園八E十一係に、講座名及び住所、氏名、電話番号をハガキに記入して請求ください。

電話による受付もしています。（☎〇二四五－七二－三一五一）

案内書は無料です。

保健婦等修学資金をご利用ください

将来村で保健婦等の業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与する制度がありますので利用してください。貸与額は月三万円以内です。詳しくは住民課まで。

おくやみ

二月歳世帯主

荻ノ沢　関根良夫　62　関根成男
草牛　齋藤チイ　59　齋藤丈夫
戸倉　関根鉄之助　86　関根守
戸倉　関根フリ　86　関根昭二
水口　関根經一　85　関根經男
道少田　鈴木タマ　69　鈴木一
滝ノ下　蛭田義一　76　蛭田辰男
彦次郎　青戸平司　93　青戸代吉

心配ごと相談

3月20日（金）
午前10時～午後3時
山村開発センター

なお、午後1時～3時までは弁護士による相談を行いますのでご利用ください。

駐車対策推進月間

4月1日～30日

休日の在宅当番医

月日(曜)	当番医院 棚倉町	塙町	石川町
3月15日(日)	中央病院	車田	矢吹
21日(土)	和田	根本	田中内科
22日(日)	阿部	厚生病院	石川中央
29日(日)	藤田	—	—
4月5日(日)	勝田	石川	大野・円谷
12日(日)	菅原	—	三瓶・大野

ゴミの収集日

収集コース	種別	3月	4月
江竜田～中野町～中山～田尻～彦次郎～反田～前沼～広畑～湯ノ田（可のみ）～役場～農協ストアー～保育所コース	可燃物	16.19.23 26.30	2.6.9.13.16 20.23.27.30
	不燃物	27	10.24
新宿橋～農協倉庫～給食センター～道少田～大塩～宿ノ入コース	可燃物	17.19.24 26.31	2.6.9.13.16 20.23.27.30
	不燃物	27	10.24
鮫中～真坂～寅卯平～茅～酒垂～滑石～折戸～水口～官沢コース	不燃物	26	9.23
越虫～青生野～葉貫～戸草～蔵の草～湯ノ田～中沢コース	不燃物	25	8.22
石井草～前田～鬼越～戸倉～苦田～沼野沢～岩野草～薄ケ久保コース	不燃物	—	3
官代～橿久保～遠ケ竜～内ケ竜コース	不燃物	27	10.24

※　休日は、可燃物・不燃物を出さないで下さい。
※　ゴミは、収集日の朝に出して下さい。